

岐阜県消費者施策推進指針の概要

1 指針の位置づけ

- ・岐阜県消費生活条例第37条の規定に基づき、消費者政策の推進を図るために総合的な消費者施策の方向性を示すもの。
- ・併せて、消費者教育推進法第10条に基づく「都道府県消費者教育推進計画」を兼ねる。

2 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

3 施策体系

別紙のとおり

4 政策の柱と施策の方向性

①「現行指針での取組み」、②「本県の現状・課題」、③「消費者を取り巻く社会環境等の変化」を踏まえ、次期指針における政策の柱と施策の方向性を以下のとおりとする。

＜政策の柱（3つの柱：知・相・連）と施策の方向性＞

●は重点項目

知	消費者の多様性やライフステージに応じた消費者教育の推進	<p>●成年年齢引下げへの対応（若年者に特化した教育・啓発の強化）</p> <p>○高齢者向け教育・啓発のさらなる推進</p> <p>○消費者の多様性（障がい者、外国人等）に応じた教育・啓発</p> <p>○インターネットやキャッシュレス決済の普及に対応した教育・啓発</p> <p>○SDGs実現へのアクションである「エシカル消費※」の普及啓発</p>
相	消費生活相談窓口の機能の充実・体制の強化	<p>●成年年齢引下げへの対応（若年者に対する相談窓口の周知）</p> <p>○消費者の多様性（障がい者、外国人等）に応じた相談体制の整備</p> <p>○相談窓口の機能強化（相談員の資質向上）</p>
連	多種多様な団体とのネットワークの構築	<p>●成年年齢引下げへの対応（専門家による出前講座の推進等）</p> <p>○引き続き多種多様なネットワークを構築強化</p>

※倫理的消費。人や社会、環境に配慮した消費行動（例：食品ロス削減、地産地消等）。

SDGsの17の目標のうち、主に目標12「つくる責任　つかう責任」に該当。

参 考

①現行指針での主な取組状況 ・・・【知・相・連】を3つの柱に施策を展開

【知】ライフステージに応じた消費者教育の推進

- ・ライフステージに応じた消費者教育教材・啓発資材の作成
- ・高齢者の世帯訪問
- ・消費生活出前講座の実施
- ・家庭科や社会科等の教員研修の実施

【相】消費生活相談窓口の機能の充実・体制の強化

- ・全市町村に専任の消費生活相談員を配置
- ・相談員の資質向上のための研修実施
- ・市町村相談員の技術支援

【連】多種多様な団体とのネットワークの構築

- ・弁護士会との共催や事業者との連携による消費者教育・啓発活動等

②本県の現状・課題

【知】ライフステージに応じた消費者教育の推進

- ・相談件数の高止まり
- ・高齢者の相談割合は増加傾向
- ・年代ごとに相談内容に特徴あり（若年者：マルチ取引等、高齢者：訪問販売等）
- ・インターネット通販にかかる相談は高止まり

【相】消費生活相談窓口の機能の充実・体制の強化

- ・市町村窓口への相談割合が上昇
- ・相談窓口の認知度は不十分
- ・消費者ホットライン188の認知度は低い
- ・相談員の資質向上、養成が必要
- ・消費者の多様性（外国人・障がい者等）に応じた相談体制の整備が必要

【連】多種多様な団体とのネットワークの構築

- ・外部の専門家や団体等と連携した消費者教育・啓発活動等の継続が必要

③社会環境等の変化

- ・成年年齢の引下げ（令和4年4月 20歳→18歳）
- ・高齢化の進行、高齢単独世帯の増加
- ・在留外国人、訪日外国人の増加
- ・インターネットの普及、決済手段の高度化・多様化
- ・S D G s 実現への貢献

岐 阜 県 消 費 者 施 策 推 進 指 針 の 施 策 体 系

